



個人情報が含まれるデータの不適切な管理事案の発生について

個人情報が含まれるデータが、教育委員会事務局内の情報共有サーバ（教育委員会事務局職員及び小中学校の教職員のみがアクセスできるサーバ）に保存され、業務に関係のない教育委員会事務局職員及び小中学校教職員が一時的に閲覧できる状態になっていた事案が発生しましたので、お知らせします。

なお、当該個人情報を含むデータについては、外部に漏れていないことをネットワーク管理システムにより確認しており、また、教育委員会事務局職員及び小中学校教職員が閲覧していないことを確認しています。

1 概要

令和6年度の人事異動により、市長事務部局から教育委員会事務局に異動となった職員が、事務引継ぎを円滑に行うため、市長事務部局の庁内パソコン（個人用）に保存していたデータを教育委員会事務局で使用している庁内パソコン（個人用）に移動し、保存していたところ、誤って教育委員会事務局内情報共有サーバに保存し、一時的に教育委員会事務局職員及び小中学校教職員が閲覧できる状態となっていました。

2 影響

データの中に含まれていた個人情報の人数 79名

3 本事案の経緯等

日 時	内 容
4月11日(木)	・当該職員が市長事務部局の庁内パソコン（個人用）に保存していたデータを、庁内LANにある職員が共有することができるフォルダに移動させた上で、教育委員会事務局で使用している庁内パソコン（個人用）に保存 ※人事異動があった際には、事務引継ぎのため全庁的に前所属課のフォルダに1か月間はアクセスできる環境としている。
7月10日(水) 17:50	・本人の認識はなく、個人情報を含むデータを教育委員会事務局内情報共有サーバに保存
7月11日(木) 8:12	・中学校事務職員が当該データに気づき、校長から学校教育課に報告
8:15	・学校教育課職員が、直ちに教育委員会事務局内情報共有サーバ内の当該データを確認、当該データを削除

4 個人情報等の取扱い状況・個人情報を持ち出した原因等

- (1) 個人情報を含んだファイルを作成し、業務で使用するパソコンに保存していたこと
業務において対応した事務処理事案を、同様な案件が今後あった場合の参考にするため、市長事務部局に在職中、庁内パソコン（個人用）に保存していたものです。
このことについては、個人情報保護の観点から適正な行為ではありません。
- (2) 人事異動後に教育委員会事務局へ個人情報を持ち出したこと
本事案は、異動元である所属から異動した当該職員への事務問合せがあった場合、回答の参考にするため市長事務部局から持ち出したものであるが、今回の行動は適正ではありませんでした。

5 再発防止策

- (1) 本事案をケーススタディとして、直ちに個人情報の取扱いに関する再発防止研修（個人情報の取扱いの基本的なルールや個人情報が含まれたデータをパソコンのデスクトップ上に保存しないこと等）を実施することや、これまでの取組に併せて、全庁的、また各職場内において、研修を定期的実施するなどして、職員一人一人の理解を深め、法令遵守を推進していく取組を実施してまいります。
- (2) これまで事務引継ぎを円滑に行うため、全庁的に実施してきた前所属の庁内フォルダへ、人事異動後1か月の間アクセス可能であった運用については、この度の事案を受け、取り止めます。